# 都　立　病　院　再　編　整　備　（　概　要　版　）

別表２

## 現行都立病院［16］

| 区分 | 病院名 |
|---|---|
| 総合 | 墨東病院 |
| 総合 | 府中病院 |
| 小児 | 清瀬小児病院 |
| 小児 | 八王子小児病院 |
| 精神 | 梅ケ丘病院 |
| 総合 | 大塚病院 |
| 総合 | 駒込病院 |
| 総合 | 広尾病院 |
| 精神 | 松沢病院 |
| 普通 | 神経病院 |
| 総合 | 豊島病院 |
| 老人 | 老人医療センター |
| 総合 | 大久保病院 |
| 総合 | 荏原病院 |
| 老人 | 多摩老人医療センター |
| 産院 | 母子保健院 |

移転統合

一部機能移転

統合

地域病院化

廃止

## 都立病院［８］　※名称は全て仮称

| 都立病院 | 再編の方向性 |
|---|---|
| 広域基幹病院（区部） | 今後とも、複数のセンター的機能を有する、区部の基幹となる都立病院として、当該地域に不足する高度・専門的な医療の充実を図る。 |
| 広域基幹病院（多摩） | 今後とも、複数のセンター的機能を有する、多摩地域の基幹となる都立病院として、当該地域に不足する高度・専門的な医療の充実を図る。なお、施設の老朽化が進んでいるため、今後、府中病院キャンパス内の各施設の状況も踏まえながら改築等を検討していく。 |
| 小児総合医療センター | 清瀬小児、八王子小児、梅ケ丘を統合して、心から身体に至る総合的で高度・専門的な医療を提供する小児総合医療センターとして整備し、都における小児医療の拠点として充実を図る。また周産期部門を併設し、多摩地域の周産期医療の充実を図る。移転にあたっては、成人医療との連携等を図るため、府中病院に隣接して設置する。なお、小児精神部門については、その特性から一般小児科とは独立した施設とする。 |
| 周産期・小児医療センター<br>リウマチ膠原病医療センター | 現在の重点医療と同一の医療機能を他の都立病院から集約するなどしてその機能を拡充し、周産期・小児医療センター及びリウマチ・膠原病医療センターとしてさらに専門性を高めていく。また、梅ケ丘病院の移転に伴い、小児精神の外来、相談、援助機能を設置し、区部の小児精神医療の確保に配慮する。 |
| がん・感染症医療センター | 現在の機能を活用し、再発がんや合併症を伴うがんなど、難治性のがんにも対応可能ながん医療センター及び感染症医療センターとして、さらに専門性を高めていく。 |
| 救急災害医療センター | 現在の機能を活用し、心臓病医療や島しょ医療を重点医療として残しつつ、救急災害医療センターとしてその機能を充実していく。 |
| 精神医療センター | 病状の安定している精神障害者を受け入れる民間による社会復帰施設などを新たに設置したうえで、効率的な病院運営を可能とする病棟改築を行い、一般の精神病院では対応が困難な、専門性の高い精神科疾患に対応する精神医療センターとして、現在の機能の更なる充実を図っていく。 |
| 神経難病医療センター | 現行機能を活用し、神経難病医療センターとしてその機能を充実していく。 |

## 地域病院［４］　※名称は全て仮称

| 地域病院 | 再編の方向性 |
|---|---|
| 高齢者医療センター併設地域病院 | 豊島病院の施設を活用して、両院が持つ高齢者医療センターと地域病院の機能を統合して民営化し、老人医療センターが進めてきた「全人的・包括的医療」の民間への普及に集中して取り組む。統合にあたっては、豊島病院の敷地内で必要な施設の増築を図る。また、豊島病院の重点医療は、段階的に他の都立病院に機能移転させる。なお、老人医療センターの敷地については、民間による介護療養型医療施設を設置し、長期療養患者の受入れを行う。 |
| 区西部地域病院 | 現在の機能を維持しつつ、地域の医療機関等との連携をより一層発展させ、地域に密着した病院として医療を提供し、地域医療支援病院を目指す。東京都保健医療公社に経営を移管し、将来的には完全な民営化を前提に経営形態を検討する。 |
| 区南部地域病院 | 現在有する重点医療を他の都立病院へ機能移転させたうえで、地域の医療機関との連携をより一層発展させ、地域に密着した病院として医療を提供し、地域医療支援病院を目指す。東京都保健医療公社に経営を移管し、将来的には完全な民営化を前提に経営形態を検討する。 |
| 多摩北部地域病院 | 高齢者医療の機能を残しながら、地域に不足する医療を提供する地域医療支援病院を目指す。なお、地域の小児医療を確保する観点から、小児科を設置する。東京都保健医療公社に経営を移管し、将来的には完全な民営化を前提に経営形態を検討する。 |

## 廃止［1］

施設の狭あい化、老朽化が著しく、現地建替えが困難であるため、都立病院の新たな役割に対応することは困難である。このため、周産期医療を重点医療の一つとして同一区内に設置される国立成育医療センターの開設に合わせ廃止する。